

川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

(趣 旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条に規定する一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いに関する実施細目については、この要綱の定めるところによる。

(対 象)

第2条 一部負担金の減免等は、世帯主が、次のいずれかに該当したことにより、生活が困窮し、一時的に収入減少等が起こり、一部負担金の支払いが困難と認められる世帯を対象とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 疾病又は負傷等により、収入が減少したとき
- (3) 事業の休廃止又は失業等により、収入が著しく減少したとき
- (4) 前各号に類する事由があったとき

(免 除)

第3条 一部負担金の免除は、前条に該当し、当該世帯の生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による収入認定額（以下「実収月額」という。）が、生活保護法に規定する基準生活費（以下「基準生活費」という。）の116パーセント以下のとき、行うことができる。

(減 額)

第4条 一部負担金の減額は、第2条に該当し、当該世帯の実収月額が、基準生活費の116パーセントを超え、136パーセント以下のとき、行うことができる。

(徴収猶予)

第5条 一部負担金の徴収猶予は、第2条に該当した世帯が、第3条又は第4条に該当し、6か月以内に収入・資力が回復する可能性があるとして認められたときに、療養取扱機関に対する支払いに替えて、当該一部負担金を保険者が直接に徴収することとするが、一定期間その徴収を猶予することができる。

(対象外)

第6条 第3条から第5条の規定にかかわらず、当該世帯の預貯金額の合計が基準生活費の3か月に相当する額を超える場合、減免等の対象外とする。

(期 間)

第7条 一部負担金の減額又は免除の期間は3か月以内、徴収猶予は6か月以内とする。

なお、承認期間を超えて、減免が必要になり、再度申請が行われた場合、引き続き第2条から第5条に該当していることを確認した上で、同一疾病につき当初承認した日から起算して6か月を限度とし、再度承認期間を決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。